

## 地方独立行政法人制度の概要

### 1. 地方独立行政法人制度の趣旨

地方独立行政法人制度は、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち、一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する法人を設立し、当該事務及び事業を担わせることにより、効率的・効果的な行政サービスを行うことを目指すために創設された制度。

目標による業務管理と厳格な業務実績の評価、業務実績を反映した人事管理と財務運営の弾力化、積極的な情報公開等が制度の柱。

### 2. 地方独立行政法人とは

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人をいう。

■特定地方独立行政法人・・・役職員に地方公務員の身分を与える法人（業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人、又は業務の中立性・公正性を特に確保する必要がある法人）

■一般地方独立行政法人・・・特定地方独立行政法人以外

### 3. 地方独立行政法人制度の基本理念

- ①公共性・・・地方独立行政法人の行う事務・事業の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。
- ②透明性・・・業務の内容を公表すること等を通じて、組織・運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。
- ③自主性・・・地方独立行政法人自らが責任をもって効率的かつ効果的に業務を実施することを可能とするために、自主性に十分配慮されなければならない。

### 4. 対象業務（法人はこれら業務以外の業務を行うことはできない。）

- ① 試験研究
- ② 大学の設置・管理
- ③ 公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）

- ④ 社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業等）
- ⑤ その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理（介護老人保健施設、一定規模以上の会議場施設、博物館、美術館、植物園、動物園、水族館等）

## 5. 設立手続

設立団体（市）が議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事が認可

## 6. 財産的基礎等

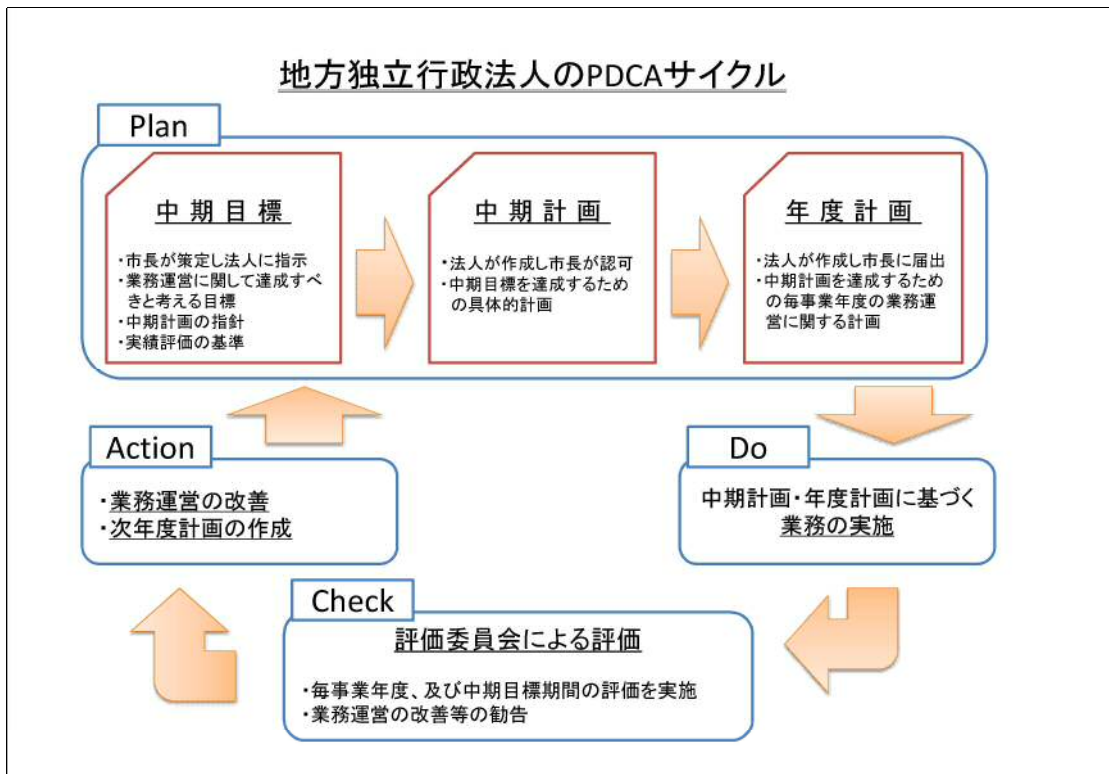
- ① 出資者は地方公共団体に限られる。
- ② 設立される法人の業務に関する設立団体（市）の一定の権利・義務は当該法人が承継。

## 7. 役職員

- ① 理事長及び監事は、設立団体の長（市長）が任命・解任
- ② その他の役員及び職員は、理事長が任命・解任
- ③ 設立団体（市）から法人への職員の引継ぎ、退職手当の通算等について、適切に手当て

## 8. 目標による管理と評価の仕組み

地方独立行政法人法により、「目標（計画）⇒業務運営⇒評価⇒業務運営の改善」というPlan-Do-Check-Actionの流れを義務づけ。



## 9. 財務及び会計

- ① 原則として企業会計原則による。
- ② 法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成し、公表。設立団体の長（市長）が承認。
- ③ 毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

## 10. 財源措置等（公営企業型地方独立行政法人にかかる特例規定を前提）

- ① 事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。ただし、以下に該当する経費は設立団体（市）が負担。  
行政的経費・・・その性質上、法人の事業の経営に伴う収入をもって充てること  
が適当でない経費  
不採算経費・・・法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴  
う収入のみをもって充てること客観的に困難であると認めら  
れる経費
- ② 設立団体（市）からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- ③ 料金を徴収する場合、その上限について中期計画に定めて設立団体の長（市長）が議会の議決を経る。
- ④ 重要な財産の処分等には設立団体の長（市長）が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ⑤ 毎事業年度に利益を生じたときは、繰越損失金をうめた後の剰余金の全部又は一部を中期計画で定める剰余金の使途に充てることができる。

## 11. その他

- ① 設立団体の長（市長）及び認可権者（都道府県知事）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ② 法人は、設立団体（市）が議会の議決を経た上で、都道府県知事の認可を受け解散し清算手続きを行う。